

## 新型コロナウイルス感染症による高齢者施策への影響について

### 1 介護保険サービスへの影響

・通所系サービス、短期入所系サービスの利用が落ち込み、給付費が減少している。

総合事業費	事業費の比較	令和2年5月
訪問型サポートサービス	2月比	90.6%
	前年度比	89.9%
通所型サポートサービス	2月比	65.5%
	前年度比	67.6%

給付費	事業費の比較	令和2年5月
訪問介護	2月比	108.0%
	前年度比	108.9%
通所介護	2月比	82.8%
	前年度比	79.8%
短期入所	2月比	88.2%
	前年度比	85.6%

※ 通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所について、臨時的な介護報酬の取扱いが可能となっている。

### 2 介護予防の取り組みなどの休止、施設の休館

・令和2年2月20日ごろから、市の主催事業を中止、延期した。また、自主グループの活動等にも休止の検討を依頼し、ほとんど休止されていた。

現在、少しずつ活動再開されている。

(休止した主な事業)

- ・ひろば de 体操
- ・街かどデイハウス
- ・ふれあい交流サロン
- ・いきいき百歳体操
- ・いきがい教室(開催時期を延期)
- ・高齢者いこいの間、高齢者生きがい活動センター(休館)

※自宅での体操等を想定して、以下の取り組みを実施。

- (1) 「シニアのための心と身体の健康づくり(保存版)」(A3リーフレット)作成。  
①習慣的な運動、②十分な栄養摂取、③社会参加の促し を掲載。
- (2) 「自宅 de 介護予防！」の市ホームページへの動画掲載、DVD の作成。  
自宅のできる介護予防体操動画(ストレッチ、筋トレ、有酸素運動、口腔機能向上、認知症予防)を掲載。  
DVD は簡略化した内容(20分×3コース)とし、無料配布(3,000部)。
- (3) 体操リーフレットを各地域包括支援センターへ配置。

【7月3日時点】



# 新型コロナウイルス感染症に伴う 事業者向けの支援 主な施策



情報は更新・追加される場合があります。  
詳しくは市ホームページや電話で確認してください。



## 給付・補助

売上が前年同月比で半減	持続化給付金	国	売上が前年同月比50%以上減少した事業者に、給付金を支給。 法人：最大200万円 個人事業者：最大100万円	申請サポート会場 会場コード：2724 吹田市豊津町54-4	【国】 持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570
子供の世話を従業員が休んだ	小学校休業等対応助成金	国	子供が通う小学校などが臨時休業した場合などに、保護者である労働者に有給休暇を取得させた事業主に、1日当たり1万5000円を上限に支給。		【国】 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター ☎ 0120-60-3999
子供の世話を自分が休業	小学校休業等対応支援金	国	子供が通う小学校などが臨時休業した場合などに、休業したフリーランスや個人事業主に1日当たり7500円（定額）を支給。		
従業員に休んでもらった	雇用調整助成金	国	休業手当に要した費用を助成。助成率は最大で、中小企業は10分の9、大企業は4分の3。休業などの要請を受けた場合は10分の10。		
府融資制度で融資を受けた	信用保証料補助金	市	府融資制度（セーフティネット保証など）で融資を受けたときの信用保証料相当分（上限20万円）を補助。		都市魅力部信用保証料補助金担当 TEL：06-6170-7217 FAX：06-6384-1292
市内に店舗等がある事業者	小規模事業者応援金 ※7月末まで	市	休業要請支援金の支給対象外となる小売業などの指定業種のうち、市内に事業所があり、4月の売上が前年同月比で50%以上減少した小規模事業者に20万円を支給。		小規模事業者応援金コールセンター TEL：06-6105-8102 FAX：06-6384-1292
地代・家賃の支払いが困難	家賃支援給付金	国	5月～12月のいずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少するか、連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少した事業者に、地代・家賃を最大6か月分支給。		家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930
感染症の発生等により費用がかかった	介護・障がい福祉サービス事業者に対するサービス継続支援	国	休業要請を受けた事業者や濃厚接触者に対応した事業者、応援職員の派遣を行った事業所等にかかり増し経費を支援。		高齢福祉室 TEL:06-6384-1339 FAX:06-6368-7348 障がい福祉室 TEL:06-6384-1346 FAX:06-6385-1031
商店街等の団体	商店街などの感染症防止対策にかかる費用を補助	市	安心して買い物できる環境整備に取り組む商店街等に消毒液や飛沫感染防止パネル購入費等を補助。		地域経済振興室 TEL：06-6384-1356 FAX：06-6384-1292
オンライン面会を始めた	福祉施設等のオンライン面会用機器購入費を補助	市	高齢者施設・障がい福祉施設等にWi-Fiルーター、タブレット端末等の購入費用を補助。上限3万円。		高齢福祉室 TEL:06-6384-1339 FAX:06-6368-7348 障がい福祉室 TEL:06-6384-1348 FAX:06-6385-1031

## 貸付・融資

資金繰りのため融資を受けたい	新型コロナ対応資金（保証料等補助型）	府	最大で保証料全額補助、3年間無利子となる府の融資制度です。融資限度額は4000万円。	各取扱金融機関
	新型コロナウイルス感染症特別貸付		無担保、融資限度額は8000万円。特別利子補給制度（諸条件あり）を活用することで、当初3年間無利子となります。	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎ 0120-154-505
	新型コロナウイルス対策マル経融資		商工会議所の経営指導を受ける小規模事業者に対して無担保・無保証人で実質的に3年間無利子で融資が受けられます。	吹田商工会議所 TEL：06-6330-8001

## 税の猶予など

一時的に市税の納付が困難	納税の猶予（分割納付など）	市	相談内容に応じて納税の猶予、分割納付などの対応を行います。	納税課 TEL：06-6384-1331 FAX：06-6368-7344
固定資産税・都市計画税の負担軽減	来年度の固定資産税・都市計画税の減免など	国 市	新型コロナの影響による収入の減少幅に応じ、令和3年度の固定資産税・都市計画税を免除または2分の1に減免できる場合があります。	固定資産税等の軽減相談窓口 TEL：0570-077322
今年度は赤字の見込み	災害損失欠損金の繰戻し還付制度	国	前事業年度が黒字で今年度が赤字の場合、前事業年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。	吹田税務署 TEL：06-6330-3911

吹田市事業者支援  
ポータルサイト  
「すいたエール」



市内事業者向けの支援策情報の発信  
オンラインでの相談やwebセミナーも

経済産業省の  
支援策ページ



紹介しきれない国のさまざまな  
支援策が掲載されています

発行・編集：吹田市広報課  
TEL：06-6384-1276  
FAX：06-6384-7887